

大阪市産後ケア事業のご案内

出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、お産と育児の疲れから体調がよくないなど、出産後、育児の支援が必要な方を対象に、大阪市の委託する医療機関及び助産所等で、産後ケア事業を実施しています。

利用できる方

次の全ての条件に該当する方が対象です。

- ・大阪市内に居住する出産後1年未満のお母さんと乳児
- ・心身の不調や育児不安がある
- ・病院等への入院を要しない

※利用にあたって、事前の申請・審査が必要になります。



産後ケア内容

助産師等の専門スタッフから、からだところ・育児のサポートを受けることができます。

● からだサポート

- ・お母さんの体調管理
- ・おっぱい相談 など

● こころサポート

- ・育児相談
- ・お母さんのこころの休養 など

● 育児サポート

- ・沐浴方法、授乳方法の指導
- ・発育発達に関することの助言 など

<利用形態>

種類	利用時間	利用料		利用日数上限 (回数)
		市府民税課税世帯	非課税世帯・生活保護世帯	
ショートステイ (宿泊型)	1泊2日(5食) 午前10時～翌日午後7時(上限)	4,250円 その後1日ごとに2,125円	2,500円 その後1日ごとに1,250円	通算7日まで (6泊7日)
デイケア (通所型)	1日(2食) 午前10時～午後7時(上限)	1,500円	1,000円	通算7日まで
アウトリーチ (訪問型)	1回2時間程度 午前10時から午後7時の間	500円	無料	通算3回まで

※利用日数上限(回数)は、1回の出産あたりです。分割利用も可能です。

※利用時間を短縮されたり、食事回数を減らしても料金は変わりません。



利用の流れ



利用申請

お住まいの区の保健福祉センターへ事前に申請してください。保健師等が育児やご家族の状況をお伺いします。審査後、保健福祉センターより「利用登録承認通知書」が送付されます。

【必要書類】①母子健康手帳 ②大阪市産後ケア事業利用登録申請書

＜市府民税非課税世帯・生活保護世帯の方のみ＞

③生活保護受給証明書の写し ④世帯員全員の市府民税非課税証明書
※同意が得られる場合、書類不要となることがあります。

【申請期限】妊娠8か月以降からサービスの利用を希望する日の2週間前まで

※申請日又は出産予定日より最長4か月間が利用できる期間となります。利用期間を過ぎた後に、サービスの利用を希望する場合、改めて、申請が必要です。

※承認された利用期間や利用可能日数を超えて利用した場合は全額自己負担での利用となります。



施設申込み

- 利用可能な施設を大阪市ホームページの施設一覧で確認してください。利用できる対象月齢やサービスは施設によって異なります。
- 「利用登録承認通知書」が届いたら、施設へ連絡し、希望日を伝えたくて、申し込みをしてください。
- 遅くともご利用日の前々日までにはお申込みください。
- 利用のキャンセルについては、速やかに施設へ連絡してください。

※施設の状況により、希望日に利用できない場合があります。
※利用開始日の前々日の午後5時までに連絡がない場合は、キャンセル料が発生します。



大阪市ホームページ
施設一覧

大阪市 産後ケア



利用

- 必要物品については、それぞれの施設に確認してください。
- 「利用登録承認通知書」を必ず持参してください。
- 利用料を施設にお支払いください。
- 施設までの交通費は自己負担となります。



申請・お問い合わせはお住まいの区の保健福祉センター保健業務担当まで

区名	電話番号	区名	電話番号
北	06-6313-9882	東淀川	06-4809-9882
都島	06-6882-9882	東成	06-6977-9882
福島	06-6464-9882	生野	06-6715-9882
此花	06-6466-9882	旭	06-6957-9882
中央	06-6267-9882	城東	06-6930-9882
西	06-6532-9882	鶴見	06-6915-9882
港	06-6576-9882	阿倍野	06-6622-9882
大正	06-4394-9882	住之江	06-6682-9882
天王寺	06-6774-9882	住吉	06-6694-9882
浪速	06-6647-9882	東住吉	06-4399-9882
西淀川	06-6478-9882	平野	06-4302-9882
淀川	06-6308-9882	西成	06-6659-9882